

和歌山ビッグ愛9階 共用会議室使用要綱

(趣旨)

第1条 本使用要綱は、和歌山ビッグ愛9階の共用会議室の使用について必要な事項を定める。

(共用会議室の定義)

第2条 共用会議室とは会議室A、会議室B、会議室C及び一時保育ルームとする。

(共用会議室の使用者の範囲)

第3条 和歌山県ジェンダー平等推進センター（以下「ジェンダー平等推進センター」という。）、和歌山県青少年活動センター、及び和歌山県NPOサポートセンターが事業を主催、共催又は協力するにあたっては共用会議室を優先して使用することができる。

2 前項の各団体が使用しない日時について、和歌山県共生社会推進部こども家庭局多様な生き方支援課、こども未来課、こども支援課及び環境生活部生活局県民生活課が事業を主催又は共催するにあたっては共用会議室を優先して使用することができる。

3 第1項及び第2項の各団体が使用しない日時について、以下の各号に掲げる者は無償で共用会議室を使用することができる。

- (1) ジェンダー平等推進のために活動を行う団体又はグループ
- (2) 青少年育成関連の活動を行う団体又はグループ
- (3) NPO関連の活動を行う団体又はグループ
- (4) その他ジェンダー平等推進センター所長（以下「所長」という。）が適当であると認めた団体又はグループ

4 前項各号に該当する団体又はグループであっても商業活動、政治活動、宗教活動、暴力団及び暴力団員等の活動又はパーティー会場としての目的により共用会議室を使用することはできない。

(使用回数の制限)

第4条 共用会議室の使用回数は1団体又は1グループにつき、原則1ヶ月間で4回までとする。但し、同日に一時保育ルームとそれ以外の会議室を併せて使用した場合は2室を使用した場合でも使用回数1回と数えるものとする。

2 前項の規定に関わらず、他団体又はグループの使用に重大な支障が生じる場合、所長は使用を承認しない。

(使用時間区分及び貸出休止日)

第5条 使用時間区分は次の表のとおりとする。

曜日	午前	午後	夜間
火～土曜日	9:00～12:00	13:00～16:30	17:00～20:50
日曜日	9:00～12:00	13:00～17:30	

2 月曜日、国民の休日（祝日）、振替休日又は年末年始（12月29日～1月3日）は会議室の貸出を行わない。

ただし、第3条第1項及び同条第2項の各団体で、所長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用の申請)

第6条 会議室を使用しようとする団体又はグループは、和歌山ビッグ愛9階 会議室（A・B・C）使用申込書（別記第1号様式）を所長に提出し、承認を得なければならない。

2 一時保育ルームを使用しようとする団体又はグループは、和歌山ビッグ愛9階 一時保

育ルーム使用申込書(別記第2号様式)を所長に提出し、承認を得なければならない

3 第3条第3項の団体又はグループは、使用日の3ヶ月前の翌日より申請ができる。

(申込の受付及び使用可否の通知)

第7条 使用申込書は、ジェンダー平等推進センターで受け付けるものとする。提出は郵送、ファクシミリ、電子メールによることもできる。

2 申請は、使用申込書の到着順により受け付けるものとする。

3 使用日の3ヶ月前の翌日に受け付けた申請に限り、同日に複数の申込みがあった場合は、公開抽選を行い使用団体又はグループを決定するものとする。

4 所長は、申請を受け付けたときは、申請者の資格及び当該申請に係る会議室使用の目的及び内容が適正であるかどうかを審査し、適正と認めたときは会議室の使用を承認するものとする。

5 所長は、前項における審査に必要な範囲において申請者に対し団体の概要及び会議室使用の目的及び内容の詳細について、資料の提出を求めることができる。

6 所長は、審査後速やかに申請者へ共用会議室の使用の可否を通知するものとする。

(使用者の義務)

第8条 使用者は、この要綱に定めるもののほか、所長の指示に従わなければならない。

(使用承認の取消し)

第9条 所長は、次の各号の一に該当する場合は使用の承認を取り消すことができる。

(1) 使用の目的に反する使用をしたとき。

(2) この要綱に違反し、又は所長の指示に従わないとき。

(管理)

第10条 会議室の解錠、施錠、消灯確認、備品管理等はジェンダー平等推進センターが行なう。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、共用会議室の使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年９月２２日から施行する。

附 則

この要綱は、令和４年１０月２７日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年３月８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１月２８日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年１月２９日から施行する。

附 則

この要綱は、令和７年５月２２日から施行する。